

国民生活審議会消費者政策部会

第9回消費者団体訴訟制度検討委員会

議 事 録

内閣府国民生活局消費者企画課

第9回消費者団体訴訟制度検討委員会

議事次第

日 時 平成16年12月13日（月） 10：00～12：00

場 所 中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

1．開 会

2．消費者団体訴訟制度の骨格について

3．閉 会

配布資料

資料1：消費者団体訴訟制度の骨格について（案）

資料2：消費者団体訴訟制度の骨格について（案）・参考資料

資料3：消費者団体訴訟制度の骨格について（案）に関する意見（坂東委員御意見）

国民生活審議会消費者政策部会

消費者団体訴訟制度検討委員会 委員名簿

(敬称略、50音順)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会常任委員
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	立命館大学法学部教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	小塚莊一郎	上智大学大学院法学研究科助教授
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部
		法務グループマネージャー
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部
		消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	三木 浩一	慶應義塾大学法学部教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授

国民生活審議会消費者政策部会
消費者団体訴訟制度検討委員会 出席者名簿

(敬称略、50音順)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会常任委員
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	小塚莊一郎	上智大学大学院法学研究科助教授
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部法務グループマネージャー
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	三木 浩一	慶應義塾大学法学部教授
事務局	田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、 服部消費者企画課長、柳原国際室長、大高課長補佐、松下課長 補佐	

山本委員長 皆様、おはようございます。ただいまから、第9回消費者団体訴訟制度検討委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、前回の検討委員会に引き続き、消費者団体訴訟制度の骨格を議題としております。事務局より説明をお願いします。

服部消費者企画課長 第8回検討委員会での御議論を踏まえまして、前回お示ししました素案からの変更点を中心に御説明させていただきます。

変更点の部分を網かけで示させていただいております。まず4ページでございます。差止めの必要性和損害賠償の議論は分けた方がよいのではないかという御意見をいただきましたことから、損害賠償に関する記述を独立させ、「4.消費者被害の損害賠償について」という新たな項目を設けました。また、損害賠償に関する記述につきまして、注釈の4番の記述を含めまして、もう少し前向きな表現が必要ではないか、他方、民事訴訟制度全体のあり方の観点から、との趣旨を入れるべき等の御意見をいただきました。

これらにつきましては、第8回検討委員会において、委員長より、現行の表現は双方の立場に最大限配慮したものであり、記述方法を何らかの方法に変えることは困難との御発言がございましたように、現状の記述が適切な表現と認識しており、修正しておりません。

次に、本文の5ページでございます。「基本的考え方」の第1段落につきまして、消費者団体に実体法上の請求権を認める根拠について、論理必然ではなく、そのように整備するのが妥当と明記すべき、また、消費者団体に認められた権利が政策的に消費者集団から信託されたものであることを踏まえるべき、という御指摘がございました。このような御指摘を踏まえ、「差止めを中心とする消費者団体訴訟制度は、消費者全体の利益を擁護するため、一定の消費者団体に対して民事実体法上の請求権を認めるものとするのが適切である。」と修正しております。

次に、本文8ページ、「活動実績」でございます。団体の主たる活動が、消費者利益の擁護の目的に沿ってなされていることを追加しております。これは、事務局の方で追加させていただいたものでございます。

なお、「活動実績」、「団体の規模」につきまして、より具体的な記述をすべきとの御指摘をいただきましたが、それぞれ年明け以降さらに御議論いただく予定としておりますことから、その他の部分につきましては原案どおりとさせていただいております。

次に9ページ目でございます。「事業者等からの独立性」の件につきまして、要件とすべきではない、事業者性の範囲が不明確等の御意見をいただきました。要件とすべきではないという御意見につきましては、本委員会の合意とは言えないと判断しております。範囲が不明確という御意見を踏まえ、新たに、なお書きとして、「なお、消費者団体の中には、活動資金の確保等のために事業を行っている団体もあるという現状を踏まえ、事業者性の範囲について、今後、さらに議論を深める必要がある。」という記述を追加しております。

次に、「法人格」についてでございます。法人格を要件とすべきかどうかについて、今後の検討課題としてほしいとの御意見をいただきましたが、第5回検討委員会では、法人格を有することを要件とすべきとの意見が多数あったという議論の趨勢を踏まえた記述としており、原案どおりとしております。

次に、10ページ、「人的基盤、財政基盤、組織運営体制」についてでございます。外部監査やディスクロージャーという視点が必要との御意見をいただいております。外部監査や情報開示につきましては、下から2行目の「適切な組織運営体制の下で、健全で透明性の高い事業運営」に関しての具体的判断基準に関する御意見と考えております。これにつきましては、年明け以降、御議論をいただきたいと考えております。

次に、11ページ、「適格要件への適合性判断の在り方」でございます。この点に関しまして、行政による判断を基本としつつも、例外の余地を残すべきとの御意見がございました。第5回の検討委員会では、行政の判断を基本とし、例外の余地を認めるべきではないとする意見が多数あったことを踏まえた記述であり、原案どおりとしております。

また、判断主体としまして、第三者機関とすべきとの御意見もいただいております。行政による判断の具体的方法につきましては年明け以降の検討課題であり、原案どおりとしております。

12ページ以降、「訴訟手続の在り方」に関してでございます。「既判力の範囲」、「同時複数提訴の可否」、「判決の周知・公表」、「管轄裁判所の決定」、それぞれにつきまして、より具体的な記述あるいは踏み込んだ記述をすべきとの御指摘をいただきましたが、それぞれ年明け以降、さらに御議論いただく予定としておりますことから、原案どおりとしております。

14ページ、「判決の援用制度」でございます。これにつきまして、素案の反対意見は、導入論に対する反対の根拠となっていないのではないか等の御指摘をいただきました。御

意見を踏まえまして、問題の所在をより明確化するために、2段落以降を以下のように修正しております。すなわち、「この援用制度については、判決の実効性確保、個別消費者の利益などの観点から、導入することが必要との指摘がある。一方、一部無効を定めた規定に反する契約条項の差止請求等の場合に、援用によって個別訴訟にどのような効果が生じるか明らかでないとして、その導入に対する問題も指摘されている。援用制度は判決の効力に関して民事訴訟法の一般原則に対する例外を定めるものと考えられるため、その必要性については、導入した場合の効果等も踏まえ、慎重に検討する必要がある。」と修正しております。

次に、本文の17ページから18ページでございます。「制度の実効性を高めるための方策」として、新たな記述をさせていただいている部分でございます。まず「適格消費者団体の自主的な取組みの重要性」に関しましては、前回の御議論の中で、「差止めを有効に行使」という用語の使い方が適切ではないのではないかという御意見を踏まえまして、「目的に沿って適切に行使することが求められる」と修正をしております。

「環境整備の方向性」でございます。前回の検討委員会の資料では、差止請求権をより行使しやすくなるような環境整備が重要ではないかと。これに関連しまして、以下のような方策が必要ではないかとの指摘として、情報収集力の強化、人材ネットワークの強化、差止請求権の行使に伴う費用負担の軽減。引き続きまして、実際、情報収集力の強化等に関して、消費者団体相互の情報交換を目的とした連絡会議が設けられた事例がある等、消費者団体側の取組みを紹介させていただいております。

この書きぶり等に関しまして、順序が逆ではないか、消費者団体の自助努力による解決だけでは難しいという御指摘がございました。こうした御意見を踏まえまして、ここでは、適格消費者団体の自主的な取組みを基本としつつ、制度の実効性を高める観点から、差止請求権をより行使しやすくするための環境整備が重要と考えられるとしております。行政におきましては、消費者団体訴訟制度の導入を視野に入れて活動している団体の状況、自主的な努力も踏まえつつ、どのような方策を講ずることが可能であり適切であるかについて検討する必要があるとしております。例えば、情報収集面についての記述をしております。

18ページでございます。前回の委員会でも、国民生活センターに関しまして、消費者団体訴訟制度の意義である消費者全体の利益擁護という観点を踏まえて積極的に情報提供していきたいという御発言を踏まえまして、このような文章を書き込んでおります。

次に、参考資料でございます。参考資料の12ページ、「(資料10)司法制度改革における司法アクセス改善」について、弁護士人口の増加や司法書士への簡裁代理権付与などを追加すべきとの御指摘がありましたことを踏まえ、として「法曹人口の拡大、隣接法律専門職の活用」の項目を新たに追加しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

山本委員長 それでは、ただいまの説明を踏まえまして、消費者団体訴訟制度の骨格についてお諮り申し上げます。御意見、御質問等がございましたら、御自由に発言をお願いいたします。

長野委員 長野でございます。

まず、この報告書の性格の確認ですけれども、従前は、12月に最終的なとりまとめをするということでしたけれども、それが6月まで議論の期間が延びたということで、ここの中を見ておられますと、意見を述べている部分と、検討する必要があると言っている部分とが分かれているように見えます。これは結局、確認事項と、今後検討すべき課題を分けた、整理したという理解でよろしいのでしょうか。

山本委員長 私はそのように思いますが、事務局としてもそれでよろしいですか。

服部消費者企画課長 はい。

山本委員長 ということでございます。

長野委員 それでは、それを前提に意見を述べさせていただきます。

まず4ページですけれども、前回、山本委員長から、4ページの損害賠償請求の注4の点について、現状の意見を踏まえると、これを变えることは難しいという御意見をいただいたのですけれども、フランス、ドイツ等で、こういう利益吐き出し訴訟が実際に行われているという現状、それから、特に効果として、違法行為の抑止という観点からすると、差止めにもましてこの制度自体が意義を持っているという効果があると思いますので、その違法行為抑止の効果に有益であるという、その機能の部分を追加していただければと思っております。

私自身は、もう少し前向きに書いていただきたいという意見を今でも持っておりますけれども、それがかなわないのであれば、違法行為の抑止の効果について記述を追加していただきたいと思っております。

7ページの「不当な勧誘行為が反復継続して行われているなどの場合には」ということですけれども、実際の反復継続性のみならず、一般に差止請求が認められる場合は反復継続

続のおそれがある場合が多いと思っております。この「など」という記述が、その「おそれ」も含めていると理解すればいいのかとも思うのですけれども、むしろ、「反復継続して行われ、または行われるおそれがあるなどの場合には」という記述にしていれば、より明確になるのではないかと考えております。

8ページの「活動実績」ですけれども、ここの部分の「相当期間、継続的に行われている必要がある」ということですが、現状の訴権団体を担う団体結成の動きを見ておりますと、既存団体が新たな団体をつくる動きが出ております。去年ですか、内閣府の消費者組織に関する研究会報告においても、この点に関しては、新団体を結成する場合は既存団体の活動実績等について考慮するという報告がたしかあったと思います。その報告からの前進という観点からしても、この検討委員会でそういう意見もあったと思いますので、「新団体結成の場合には既存団体について考慮する」という記載を追加したらいかがかと思っております。

9ページ、「事業者等からの独立性」の点についてであります。事業者等からの独立性を要件とすることが必要であるという言い切りの意見になっていますが、この点については、独立性が要件であるという合意がこの検討委員会であったとは私自身は思っておりません。ですから、なお以下の部分も含めてさらに議論を深める必要があること自体に異論はないのですけれども、「必要である」という言い切りについては、再考していただければと思っております。

あと、関連するのですけれども、10ページの「人的基盤、財政基盤、組織運営体制」の、特に財政基盤のところですが、これは支援のあり方、環境整備のあり方とも関連しまして、財政基盤を独立して、いくら以上必要という形で定めることは困難ですし、ア、イ、ウ、関連して、人的基盤、財政基盤、組織運営体制に関連して適切に訴権行使の環境がある、そういった内容を今後検討していくべきであるという程度にとどめておいた方がいいと思っております。

それと、15ページの「判決の周知・公表」ですけれども、この点については、具体的に出た意見として、国民生活センターへの情報の集約及び判決の公表が具体的に出ていると思いますし、なるべく具体的な形にした方がいいと思いますので、その点を追加していただければと思います。

16ページの「管轄裁判所の決定」についても、注11で触れられてはいるのですけれども、具体的な論点として挙げたのは、基本的には、不当行為がなされた地、なされる地につ

いて管轄を認めるかどうかという点だと思います。検討する必要があるとすればその点についてだと思しますので、それを明らかにしておいた方がいいのではないかと思います。たしか、消費者団体の所在を管轄する裁判所まで管轄を認めるべきという意見は、恐らくなかったように思いますので、論点としては、不当行為がなされる地、なされた地を管轄に含めるかどうかという点だけ明らかにしていただければと思います。

17ページの「環境整備の方向性」ですけれども、環境整備が重要と考えられ、その点について検討する必要があるということについては結構ですが、例えば、以下の例示において、消費者の制度に対する理解増進、これは結構ですし、国民生活センター等の情報も結構ですけれども、前回の検討委員会での議論の中で、複数の委員から、財政支援及び財政確保に関する方策が、実効的な団体訴権行使について不可欠であるという意見があったと思います。実際の消費者団体の財政基盤を考えても、しかも、この差止請求権については、経済的には全くペイしない訴訟であるという点からしても、財政支援ないしは財政確保に関する方策について適切な考慮がなされるべきだと思いますので、その点についても検討課題として挙げるべきだと思っております。

山本委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見がおありの委員、いらっしゃいますか。

鹿野委員 一部重複するところもあるのですけれども、私の意見として幾つか述べさせていたきたいと思っております。前回は欠席してしまいましたので、前回もう既に出たところの蒸し返しという点もあるかもしれませんが、お許してください。

まず、4ページの「消費者被害の損害賠償請求について」です。この点については、先ほど事務局から、前回も意見が出されたけれどもこれがぎりぎりのところだという御説明もありましたが、少なくとも私が読む限り、非常に消極的な表現になっているように見えます。今までの数回の検討委員会の中では、時間が足りないので、今回は差止め絞って検討するが、損害賠償の請求については将来改めて検討するというので、前向きな御意見が多数を占めていたのではないかと認識しております。

ところが、今回の文章の書きぶりからは、非常に消極的なニュアンスが伝わってくるような気がします。もし、大きく変えることが難しいということであれば、せめて最後の「慎重に検討されるべきである」という文章を、「改めて検討されるべきである」というぐらいに変えていただければと思います。

それから、個々の消費者の損害賠償請求権を束ねて請求するという形だけではなくて、

諸外国に見られるような、消費者の損害賠償請求権を前提とせず、むしろ抑止的な効果を狙った形での消費者団体による金銭請求の制度に関しても、日本では今までにこういう制度はなかったからだめだというようなニュアンスのかなり消極的な評価がここでくだされているように見えますが、それについても、この検討委員会では具体的な検討はまだしていないわけですから、もうちょっとニュートラルな、将来の可能性を残した書き方にしていただいよいのではないかと思います。

これが第1点です。

第2点は、6ページについてです。「基本的考え方」のところで、「実体法については、消費者契約法を基本とする」と書かれており、実際この検討委員会では、これを基本として検討してきました。ただ、必要性という点では、特商法の問題とか景表法の問題とか、そういうものを含めることが考えられるけれども、とりあえず消費者契約法を対象として具体的な検討を進めていくということで進んできたのではないかと思います。

この点については、この検討委員会の任務等との関連でも何度か質問・意見が出されてきたのではないかと思います。そこで、少なくとも、消費者団体による差止請求の対象が必ずしも消費者契約法所定の行為だけに終わるのではなく、他の可能性も含むものだというような書きぶりにしていただいた方がいいのではないかと思います。

それから、7ページのところです。これはもう既に長野委員からも御発言があったところですけれども、「反復継続して行われており、または行われるおそれがあるなどの場合には」というように、「行われるおそれがある」という文言を付け加えていただければと思います。実際には、その点は、立証の問題との関係で、入れても入れなくても同じという場合が生ずる可能性もありますけれども、一応、理論的には、入れることに意味があり、実際的にも意味がないとは言えないのではないかと思います。

さらに、12ページの一番上のところですけれども、11ページの続きで、「以上を踏まえると、行政があらかじめ適格要件への適合性を判断すべきである。」とされています。この結論自体は、ここで確認されてきたことだと思いますが、その中でさらに、行政が公正かつ透明性のある手続においてこの適格性を判断すべきであるということについても意見が出され、その具体的な中身としても、諮問委員会などといった発言もあったのではないかと思います。「諮問委員会」という言葉までこの文章で出すかどうかはともかくとして、公正かつ透明な手続ということは、この中に入れていただきたいと思います。

15ページの、これも長野委員が既に指摘されたことですが、管轄裁判所の決定のところ

で、事業者の所在地を管轄する裁判所を基本としつつ、被告の負担等々を踏まえてさらに検討する必要があるとされている点についてです。その具体的な内容として、行為地ないし被害発生地を管轄裁判所とするという意見が多く出ていたのではないかと思いますので、その点も具体的にここに記載していただければと思います。

最後に、これも既に意見として出され、あるいは、今日、資料として出されている坂東委員からの御意見の中にも入っているのですけれども、実効性の確保の中で、財政支援のあり方についても改めて検討する必要があることについても触れていただければと思っております。

以上です。

山本委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

大村委員 4ページの損害賠償の件です。先ほど、お2人の委員の方から、必ずしも損害賠償を前提としない、損害の被害の回復を前提としない、むしろ、抑止ということを全面に打ち出したという考え方もあり得ることを加えていただきたいという御意見もあったのですが、この件に関しましては、抑止となりますと、前々回、私の意見から取り上げていないのですが、民事訴訟法全体のことをさらに上回って、刑事制度、行政罰、すなわち検察、警察の役割、行政による行政罰を背景にした指導なり抑止ということ、ここまで議論が広がるわけで、少なくとも日本の中では、民間が犯罪の抑止のために検察官の役割を担って動くという発想は、明治以来、そういうことはしないのだと。犯罪の抑止は、刑事問題ないし行政の処分という形で行い、民間同士は損害の回復ということにして、私人が私人を私刑するということは日本の中にはもたらさないという考え方で来ておまして、恐らく、憲法も、訴訟制度も、国家骨格も全部そういうことでできているわけですから、ここで一言、抑止もと簡単に入れられるような話ではないと思います。

このことについて、確かに抑止の効果ということも発言があったのですが、余りにも日本の骨格に対する正反対の考え方、私人が私人を罰することはしないのだということが同然の前提であるということで、あえて反論を申し上げていないわけでございまして、この件につきまして、抑止ということから損害賠償云々ということを積極的に書くというのは、私は反対でございます。

長野委員 大村委員の御意見ですけれども、当然、刑事、行政に関するものを民間がやるのは筋が違うということはわかります。ただ、注4で言っている損害賠償について、前提としているのは、不当な契約条項の行使、不当な勧誘方法の行使について、効果的に抑

止ということ。その一つの方策が、今議論している差止請求権であり、また、別の方策としては、こういう個々人の損害賠償請求権を前提としていない利益の吐き出し訴訟だということですので、ここで言う「違法行為の抑止」は、必ずしも刑事法上の違法性、行政法上の違法性という問題ではなくて、ここの検討委員会で言えば、消費者契約法を中心とする法規についての不当な勧誘行為、不当な契約条項の行使についての抑止ですので、犯罪についての議論とは別問題であると思います。その点については御認識いただければと思います。

その上で、諸外国において、先ほども申し上げましたけれども、こういった消費者被害を抑えていくために利益の吐き出し訴訟が採用されている国があり、また、当検討委員会の中でも、そういう損害賠償請求権を、利益の吐き出し請求を認めていくべきであるという意見があり、国民生活センターの研究報告もある現状を踏まえれば、必ずしも違法行為の抑止ということをここで用いることは不当ではないと私自身は思っております。

山本委員長 ほかに御意見ございますか。

本日は、少なくともこの骨格につきましては最後の審議の機会ということもございまして、これを踏まえて親部会に報告いたしますので、多くの委員から御意見を頂戴したいと思います。

寺田委員 全体として、私としては、これまでのこの場での議論をかなり忠実にうまくまとめていただいたということで、トータルとしては評価したいと思っております。

今の損害賠償の件についても、今回のこのラウンドでは、この場では立ち上がった議論はしない形になっていたと思います。そういうことでしたので、私どもも余り積極的に意見を申し上げなかったのですけれども、そういう意味で、ここでまとめていただいたこの辺がぎりぎりの線なのかなという感じがいたしますので、私はあえてこれに対して修文は求めません。

それから、15ページの「事業者との事前交渉」の件です。これも特に修文を求める意見ではないのですが、確かに、法律上、事前交渉を義務付けることは難しいと認識しておりますが、あえて、事前交渉を充実させることは早期解決につながると考えられると書いていただいておりますので、法律外の話として、何かこういう、義務付けではないけれども、できるだけそれを促すための何らかの工夫なり、措置なりといったようなことをぜひ検討していただきたいということでございます。何も今回の法律改正の目的は訴訟をどんどん促すということではなくて、むしろ、こういった制度を導入することによって不当

行為への防止効果を求めるところに大きな目的があると思いますので、この点について、ぜひよろしくお願ひしたいということでございます。

山本委員長 ほかに御発言ございますか。

岩佐委員 私も、ほとんどこの骨格の形でよろしいと思います。特に、今のお話は、先ほどあった財政に対しての環境整備の、「制度の実効性を高めるための方策」の中で、財政の援助をする、それを記述に入れたいというお話があったと思いますが、適格団体に財政基盤を求め、それをきちんと透明性があるかどうか確認するとか、そういう形がありますし、またさらに、消費者団体の方に行政が支援を行うことはいかかなものかという御意見もありましたので、書きぶりとしては、反対に、その辺に対して「環境整備の方向性」の中に具体的に述べない方がよいかと思います。それは適格団体の要件等の中でまた議論に入っていった方がいいと思いますので、ここはこのままの方がいいと思います。

山本委員長 ほかにございますか。

品川委員、どうぞ。

品川委員 一つは、論議になっております損害賠償請求についての記述、4ページの部分ですけれども、本文のところで締めくくりが、司法アクセスの問題などを引きながら、上記のような手法の展開を十分に注視し、その上で、同制度の必要性を含めて慎重に検討されるべきである、ということで終わっているわけですけれども、確かにこういう御意見があることはそのとおりであります。ただ、同時に、上記のような手法の有無にかかわらず、損害賠償制度が必要だという意見も存在しているわけでありまして、そういう点では、一方ではそういう意見もあることもあわせて記載される必要があるのではないかとということが1点です。

もう一つ、このページで、特に注意書き4で、抑止効果というか、利益の吐き出し請求云々という注意書きがあるわけですけれども、この記述の中で、結論が、そのような考え方は我が国において一般的ではなく、慎重な検討が必要というくだりがあります。この点について結論づけることは、これも少し書きすぎであって、少なくとも、「我が国において一般的ではなく」というフレーズは削除して、「慎重な検討が必要」という記述は十分にあり得るのではないかと思います。損害賠償については、その2点の意見を述べさせていただきます。

もう一つは、6ページの「基本的考え方」のところで、これは先ほど鹿野委員から御指摘もございましたけれども、消費者契約法を基本とすることは確認事項というのはそのと

おりだと思えます。同時に、先ほど申しました損害賠償請求の問題とか特商法その他関連する消費者法についても検討する必要があるということで、いわば宿題のような形で今後の検討課題だという論議をしてきたことも事実だと思えますので、消費者契約法以外の法律の問題ということについても、指摘としては残しておく必要がありはしないかと思うのが2点目であります。

3点目は、9ページの「事業者等からの独立性」でございます。これは先ほど長野委員も御指摘なさいましたし、もう少し何らかの手を入れていただければと思えます。特にここでは、事業者性の範囲について論議を深めるという記述を追加していただいておりますけれども、事業者性の範囲もそうですし、独立性の意味についてもより明確にすることが今後の論議の中では必要だと思えますので、長野委員御指摘の点とあわせて、記述するのであれば、そのようなことについての記述を加えていただけないかと思えます。

最後ですが、17ページの「制度の実効性を高めるための方策」の点についてです。「環境整備の方向性」ということで、17ページの下から4行目、5行目のところに「例えば」という例示がなされております。この中身の一つ目は、個々の消費者が団体に情報提供することが重要だと、個々の消費者に行為を求めていることが1点と、2点目は、この制度についての広報・啓発を行うことを例示として書いておられる点です。ここで言っているのは環境整備が必要であるということで、制度的あるいは行政的にどういう整備を行うかが記述されるべきで、個々の消費者に求めることとは別ではないかということが一つあります。それから、このような新しい訴訟制度がスタートするとすれば、新しい制度についての広報・啓発を行うのは、この制度にかかわらずどのような制度でも行政にとっては常に必要なことだろうと思えます。そういう点では、「環境整備の方向性」の具体的例示について、17ページ最後に書かれている文では不適切ではないかと思えますので、具体的には書き入れないとしても、これまで出されていますように、情報なり、人材なり、財政なりの面で、今後検討が必要ということ、抽象的ではあれ記載しておくことがふさわしいのではないかと思えます。

以上です。

上原委員 細かいことですが、5ページには、「基本的考え方」として、団体訴訟制度が消費者全体の利益を擁護するためのものだという指摘があって、それに関連する検討項目が並べられていますが、3ページの、差止めの必要性等を書いている部分で、特に3ページの2の1行目のところは、「消費者の利益」とごく単純に書いてありますが、ここも、

内容的には「消費者全体の利益」になるのではないかと考えます。そうすると、このところが消費者団体に差止請求権を与える根拠になる、消費者団体の役割ということだと思いますので、3ページのところも「消費者全体の利益」とはっきり書いた方がよいのではないかと思います。

升田委員 基本的には、現在の案を支持したいと思いますが、2点ばかりありまして、この案を拝見しますと、善意の団体が社会正義のために立ち上がるというイメージが強いのですが、物事はすべて善意の人が行うわけではなくて、常に濫用という形態があります。制度を作れば、やはり工夫に工夫を重ねて、濫用する人は、過去の法制度の歴史から見て多々あります。悪用された場合、濫用された場合の対策が必ずしも十分に議論されているのとは言えないのではないかと思います。

しかしながら、制度を作るときに、濫用あるいは悪用ばかりを前提として議論しますと、制度は永遠に、あるいは、相当期間できないことも事実ですので、やはりそこは現実的に、制度の構築あるいは運用の面で配慮する必要があるのではないかと思います。

そういう観点から見ますと、この制度について、どこが一番重要な問題であるかということは、団体訴権を認めることについては意見が一致していると思いますけれども、一体誰が団体訴権を行使するかという点については、必ずしも今まで論証されたものもありませんし、それぞれ色々な方がおっしゃっていても、必ずしも合理的な説得力がある御意見を承っているとは言い難いのではないかと思います。

特に、この制度ができますと、事前交渉、その前提として、警告などが行われる。その後、訴訟提起が行われる段取りになるわけですが、こうしたものの負担。実際に自分は正義であると、何も不正、不当なことはしていないと思っても、そういう負担は受けざるを得ないわけです。仮にそれが、結果的に、事前交渉あるいは訴訟の提起が不当である、違法であるとなりましても、それを除去するためには、新たに不法行為に基づく損害賠償をする等々の法的手段をとらなければいけないわけですが、現在の判例理論であれば極めて限定されています。つまり、攻撃はしやすく、防御あるいは反論はなかなかしにくいのが法律制度の現状です。そうしますと、そういったところを全然配慮しなくてもいいのかということが、次の問題になります。

特に、適格消費者団体について色々な要件がありまして、基本的には、こういった要件は重要であるし、また、必要であると思いますけれども、私は、さらに厳格にこの要件を規定すべきであり、かつ、認定もどういう制度によって認定されるのか今後の課題だと思います。

いますけれども、よりふさわしい団体に厳格に運用すべきではないかという気がするわけ
であります。

それから、細かいことですが、それに関連しまして、11ページに「暴力団等の排
除」という記載がありまして、「等」が全く意味不明であって、一体何を想定しておられ
るのか。つまり、色々な団体がこの権利を行使されることになりますと、違法と合法の境
目が極めてあいまいになるわけで、暴力団だけがこういった権利を行使し、悪用するとい
うだけではあり得ないという気がします。これが第1点目です。

第2点目は、先ほど来、損害賠償の制度について色々議論があるわけですが、一言で言
うと政策的な問題であろうと思いますが、外国に消費者被害の回復のための団体によって
損害賠償請求を認める制度があるといっても、比較法的な立場から見れば、もともとの損
害賠償制度全体がどのような内容になっており、かつ、それがどのように運営されている
かという議論を抜きに、これだけを突出して取り上げることはいささか性急であるだけ
ではなくて、基本的には誤りであると言っているわけでは

先ほど御指摘の、EU諸国の幾つかにはあるといっても、アメリカではまた違う制度があ
りますし、EUのほかの諸国ではさらに別の制度があるわけですし、何よりも、損害賠償額
の算定あるいは認定、金額自体が各国で違うわけです。あるいは、誰がそういった損害賠
償請求ができる請求権者であるかという法理論自体が違うわけですから、そういった議論
をここで聞いたことは一切ありませんし、そういった議論を抜きに採用すべきである、あ
るいは、採用すべきではないというのは、法制度上問題が多いと考えます。

以上です。

山本委員長 さらに御意見を頂戴したいと思います。

三木委員 全体としては、今までのこの委員会の議論を踏まえた適切な整理であると思
います。その上で、表現ぶりの問題かとは思いますが、若干の意見を述べたいと思います。

13ページから14ページ、15ページにかけて、各項目のまとめのところに、「民事訴訟法
の原則に整合的である」という言葉が繰り返し使われています。こういう表現が妥当かど
うかについて再考いただければと思います。

最初の「既判力の範囲」のところでのその表現が使われておりますけれども、民事訴訟法
は、かなり広範な分野において当事者以外に既判力が及ぶというシステムも採用している
わけで、当事者のみに及ぶ制度と、当事者以外に及ぶ、あるいは、さらに、すべての人に
及ぶという対世効も含めて、全体として民事訴訟法の既判力の構造がとられておりますの

で、「整合的である」というのは言い過ぎかという気がいたします。「適切である」とか「妥当である」とかいう表現で十分かと思えます。同じことは、の「同時複数提訴の可否」についても言えまして、当事者が異なっても実質的に同一性がある場合には同時複数提訴を何らかの意味で制限することが、民事訴訟法の考え方として有力ではないかと思えますので、これも表現を、「原則に整合的である」ではない表現に改める方がよろしいかと思えます。

同じことの繰り返しになりますが、の「請求の放棄、和解等の可否」についても同じことです。

さらに、網かけになっておりますけれども、15ページの援用制度のところにつきましても、援用制度が民事訴訟法の一般原則に対する例外を定めるものになるかどうかは、援用制度の制度構築の内容にかかわってくるわけですので、この場で例外であると言い切ることは不適當かと思えます。

それから、別の点ですが、これも内容の問題ではありません。19ページの「おわりに」のところですが、最初のパラグラフの最後で、「消費者団体訴訟制度の骨格をとりまとめたものである。」となっておりますが、先ほど来、いろいろな委員の方からも御指摘がありましたように、ここでまとめられたのは、現段階においての消費者団体訴訟制度の骨格であって、およそ消費者団体訴訟制度というもののすべての骨格をとりまとめたわけではないだろうと思えます。時間の関係で、今回、そもそも検討しなかった問題もありますし、また、この委員会の所管との関係で落とされたものもありますので、消費者訴訟制度の骨格ではなくて、この検討委員会で、現時点での取りまとめられた骨格だということだろうと思えます。

以上です。

山本委員長 ほかに御意見ございますか。

大河内委員 前回、9ページの法人格のところ意見を申し上げたのですけれども、法人格を要件とすることが必要であるということがそのままになってしまったことをとても残念に思っています。繰り返しになりますが、現実に多くの団体が法人格を持っていないということからすると、この制度があっても、多くの消費者団体にとっては余り意味がなくて使えないものに、自分たちには関係がないというものになってしまうことを残念に思っています。

法律をよく知っていらっしゃる方にとっては、法人格というものが絶対的な、必須な条

件であると思われるのはわかるのですが、私たちにとって、訴訟を起こすことのために消費者団体をつくったわけではありませんし、訴訟を起こすということは、そういう制度があったからといってどんどん訴訟を起こしたいと思っているわけでもありません。それこそ、人的にも、財政的にも、御指摘のとおり、基盤がきちんとしているわけではありませんから、訴訟を起こすときには、本当に、これはどうしても許せない、訴えたいと、よほどの決意を持ったときに初めて訴訟を考えるわけです。小さな団体は、一つの団体で担えませんから、色々な団体へお声をかけて、それでやりましようとなるのが現実だと思います。そういうときに、法人格で適格性を判断されることは大変納得がいかないこととなりますので、本当に残念だと思っております。

以上です。

山本委員長 ほかに御意見ございますか。

角田委員 まず第1点が、細かいデータのところで恐縮ですが、2ページ目の出だしのところの、「消費者被害の未然防止・拡大防止の必要性」のところ、「消費者契約に関わるトラブルについては、全国の消費者センター等に寄せられた苦情相談の7割前後を占め」とし、参考資料3ページのPIO-NETのデータが、「契約・解約」に関する苦情件数だけでとられているのですが、消費者契約法の立法の際に使われた消費者契約に関わるデータには「販売方法」の件数も入っていました。今回の検討でも、不当な勧誘行為も対象となっていることから考えますと、やはり「販売方法」に係る件数も含めて8割以上を占めて、さらに増えているという状況とした方がよろしいのではないかと思います。なぜ、今回は「契約・解約」だけのデータにしているのかなと当初から疑問に思っていました。どこかで変わるかと思っていたのですが、最終報告までそのままなので、何らかの意味があってそうしておられるのかもしれませんが。もし意味があるのなら説明していただければと思いますが、私は「販売方法」の件数も含めてそろえた方がいいと思います。

それと関連しまして、今の消費者トラブルの深刻さは、不当な勧誘行為に係るトラブルが非常に深刻な問題となっていますので、6ページから7ページの「不当な勧誘行為」のところについて、他の委員からも意見が出ておりましたように、「反復継続して行われている」というと、既に行われていることが前提になるので、「行われるおそれがある」という表現も入れた方がいいと私も思いました。

それから、17ページの「環境整備の方向性」のところですが、「行政においては、検討する必要がある。」と書いて、「例えば」として書いてあるのですが、先ほど

品川委員もおっしゃったように、抽象的でもいいので、例えば財政的、人的な検討が必要であるといった具体的な事項を入れていただくのがいいのではないかと思います。なぜかという、現在、消費者基本法の改正を受けて、各地で消費生活条例の改正が行われていて、そういった中で、この制度の検討の動きも注目されています。行政の役割として、具体的な検討があり得るということについて、少し具体的な書き方にしていただけるといいと思います。

以上です。

山本委員長 ほかに御意見がございますか。

齋藤委員 私、基調は今の基調でもよいと思っております。先ほどから意見が出ている点について、一つは、消費者契約法に限らず、拡大すべきだという意見がありましたが、この議論は消費者契約法に絞る方向でなされてきたと私は認識しております。したがって、それでいいと思っております。

もう一つ、損害賠償請求についての御意見が幾つかありましたけれども、これは、民事訴訟制度の基本にかかわる部分があると考えております。すなわち、誰が、誰に対して、どのような救済を求めて、それをどのように具体的に解決していくかという議論がトータルになされて初めて、ここに記述できる内容になると考えますので、今の書きぶりでいいだろうと思っております。

それから、適格団体についてですが、現在は認定の際に検討されるべき要素が記述されたということだと思いますので、この基準が早く何らかの形で示されて具体的にイメージできるものになると、抽象議論から具体的な解決の議論の方向に行くだろうと理解しております。

山本委員長 ほかにございますか。

鹿野委員 損害賠償に関する発言につき、もしかしたら誤解を受けたのかもしれないと思い、一言付け加えておきます。

例えば、利益の吐き出しとか、そういうことについても、外国で認められているから直ちに認めるべきだということを書いてほしいわけではありません。升田委員から御発言があったように、制度の背景とか、既に存在する制度の違いがあるわけですから、それを踏まえなければいけないのは当然だと思いますが、いずれにしても、ここでは、その具体的な検討はしなかったわけです。つまり、その辺まで含めて今後考えていくべきではあるけれども、この検討委員会ではやらなかったのだと私は認識しております。それにも関わら

ず、この文章の書きぶりは、既にマイナス評価がくだされたような書きぶりに読めましたので、そうではなくて、もっとニュートラルに、今後検討すべき点だということを書いていただきたいと申し上げたつもりです。

それから、6ページの「基本的考え方」の中で、消費者契約法を基本とする点。これは、先ほども申しましたように、この検討委員会ではこれに絞って検討するということでしたけれども、ただ、将来的にこれに限定するという趣旨ではなかったのではないかと思います。この点についても、対象としてはほかにも考えられるかもしれないけれども、今回はこれに絞って検討するということだったと思いますので、そのニュアンスを適切に表現していただければということをお願いした次第です。

以上です。

山本委員長 ほかに御発言ございますか。

高橋委員 5番目の「制度の実効性を高めるための方策」の部分について申し上げたいと思います。この部分ですが、前回の検討会に提出されたペーパーでは、項目立てだけで中身がなかった部分ですよね。前回のものを見ますと、項目自体が「制度の実効性を高めるための視点」となって、3点ありまして、1番目が「差止請求行使に関する環境整備」、2番目が「制度に対する消費者の理解の促進」、3番目が「施策の方向性」となっていたものが、今回、(1)「適格消費者団体の自主的な取組みの重要性」、(2)「環境整備の方向性」というようにまとめられています。この案の書きぶりは、報告書全体の中で少し違和感があります。私は、もう少しはっきりした書きぶりがいいと思います。「はっきりとした」というのは、中身がはっきりという意味ではなくて、論点をはっきりした書きぶりにしていく必要があるのではないかと思います。

先ほど他の委員の方から、例えば財政支援に関しては反対すべきという意見もあったけれども、すべきではないという意見もあったから書かない方がいいという考え方の御提示がございましたけれども、私は、やはり議論をどんどん前に進めるためには、意見が出たものに関してはきちんと書いていくことが必要だと思っております。

さらに内容に踏み込んで申し上げますれば、私も財政支援はきちんと盛り込むべきと思っております。それはなぜかといえば、適格消費者団体のところで議論をすればいいといっても、そのところで「十分な財政基盤」という書きぶりをされています。そこはもちろん直していただきたいのですけれども、並行的にこの議論は進んでいくと思うので、ここでも触れていただきたいということ。それから、触れていただく上で、基本的には、消

費者団体を育てていく視点が重要であると思っております。このままでは、団体訴訟制度を早急に導入すべきという要請に従って導入したとしても、行使できる団体が一つあるかないかという状況になるかもしれないと思います。21世紀型の消費者政策のあり方としては、消費者団体に市場の監視者としての役割を求めているわけですから、それができるような環境整備をしていくことは、当然ながら、行政の一つの役割であると思っております。ですので、先ほど角田委員もお出しになりました、行政の具体的な役割を書くことに関して、できれば、あと1回ありますので、きちんとここを議論して、5という項目を充実させていただきたいと思っております。

消費者団体が弱体であることに関しては、消費者団体の方には申し訳ないのですが、現状を見ますと、自助努力が個人に色々な部分で求められていて、特に経済的な部分で求められているので、昔のように、専業主婦の方々が消費者団体を組織できる状況にはないわけです。国の施策として、女性は働きながら子どもも産んで、社会活動を色々してほしいと。男性もそれなりに忙しくなる中で、少しでもかかわりたいと思う人たちを消費者団体の中に取り込んでいく動きが必要だと思っております。ですから、十分な財政基盤という大きな団体しか担えなくなってしまうと、そういう大きなところがもう一つかそこらになると、消費者運動もそこにお任せになって、消費者が育っていかないことを私は懸念しております。ですので、財政支援に関しましては、現状にかんがみて適切な記述をしていただきたいと思います。

以上です。

山本委員長 さらに御発言を求めたいと思っております。

川本委員 前回詳しく発言したので、今回は特に新たな意見もないですが、一つは「環境整備の方向性」のところ、「国民生活センター等において」というところは基本的な考え方を示していただいて、こういう方に基づいて対応していくことが大切ではないかと思っております。色々な委員のご意見について、私も同感のところが少ないのですが、骨格ということなので、これまで議論したことでコンセンサスがあるものはそれを書いて、そうではないところは論点を整理して、また来年以降の詳しい議論につなげていくことが基本的に重要ではないかと認識しております。

以上です。

山本委員長 ほかに御意見をどうぞ。

小塚委員 私はこの原案に基本的に賛成ですので発言しないでおこうかと思ったのです

が、皆さんが御発言のようでしたので、若干、コメントを申し上げます。

まず第1に、9ページの「事業者等からの独立性」の部分ですけれども、ここについて、品川委員の御発言にある御懸念は、それはそれでよくわかるのですが、他方で、ここで事業者等からの独立性が求められる理由については非常に淡白な書きぶりになっておりまして、升田先生が御指摘の濫訴の問題、特に具体的に問題になっていますのは、競合事業者に対する一種の事業妨害を、消費者団体を仮装してすることをどのようにして阻止するかということでございます。そういった立ち入ったことを書かないことのバランスで言えば、この程度の書きぶりになるのではないかと考えております。

2番目に、先ほど来色々御意見が出ております損害賠償の問題についてですが、確かに損害賠償請求の制度を違法行為抑止の観点から見ていくことは重要な観点であると思っておりますが、他方で、我が国の最高裁は、平成9年の懲罰賠償の執行を拒否した判決の中で、損害賠償制度は損害を補填するためのものであって、違法行為を抑止するためのものではないという判決を判例として出しています。その当否はもちろん議論になり得ますので、立法によって判例を乗り越えることが許されないわけではありませんが、そういう重大な問題なのだということは明確に認識する必要があります。その意味では、非常に抑えた書きぶり、あるいは、慎重論ということも、決して単なる消極論ではなく、理由がないわけではないと私は認識しております。

それから、消費者団体の法人格の問題、最後に高橋委員がおっしゃった消費者団体を育てていくという観点ですが、これも一面では非常に重要なことで、消費者基本法の中にも消費者団体ということが書かれておりますので重要であることは私も認識しておりますが、他方では、繰り返し申し上げてまいりましたように、消費者団体の役割は、個別の消費者との関係で、やはり緊張関係がある。それこそ大きな話をすれば、フランス革命以来、個人と国家との間に団体が入るといえるのはどういうことかというのは非常に大きな問題ですので、その点で色々考えなければならないことがあることを考えますと、この限られた報告書の中で、中途半端に議論の頭出しをしてしまうことは危険ではないかと思っておりますので、私としては、全体として事務局原案に賛成ということを申し上げます。

山本委員長 ほかにございますか。

特に御発言の申し出がなければ、おおむね、そして全ての委員から御意見を頂戴したと思います。ここで、本日色々な議論が、しかもベクトルが多方向に交錯している議論が出されました。それと、これまでの議論の現段階における集約としてどのような整理が適切

かということ、少し事務局とも相談してお示ししたいと思いますので、暫時休憩とさせていただきます。

目途といたしましては、11時30分頃より再開させていただきたいと思いますので、委員の皆様、それまで適宜御休憩をお取りいただければと思います。

(休 憩)

山本委員長 大変お待たせいたしました。

委員の皆様からいただいた意見を踏まえまして、検討の結果、次のように修文をさせていただきます。

まず、2ページ目の苦情相談のデータについての御指摘をいただきましたが、これにつきましては、やや技術的な事柄ですので、こちらの方でもう少し資料等を調べさせていただいて、もし必要であれば、適宜、資料の差し替えであるとか修正をさせていただくということで、これは早急に行いますけれども、とりあえず、今の時点で修文という形ではなく、御一任をいただければと思います。

3ページ目の2行目ですが、「消費者の利益の擁護を図るため」という部分について、「消費者全体の利益の擁護を図るため」とした方がよろしいのではないかという御意見を頂戴しましたが、ここは、一般論として、消費者団体には色々な団体があり、団体訴権を行使する以外の多くの役割、活動がございますので、場合によっては、一部の消費者の利益を図るため、あるいは、個々の消費者の利益を図るためという活動もありますので、ここは一般的な書きぶりであるようにしているということで、この部分は維持したいということでもあります。そのかわり、3ページ目の下から2行目のところに消費者団体訴訟制度のことを記述しておりますので、「消費者団体に、」の次に「消費者全体の利益を擁護するため」と入れまして、「事業者の不当な行為に対して」云々という形で修文をさせていただきます。

続いて、4ページ目、5ページ目にかけて、損害賠償請求について多くの意見を頂戴いたしましたが、やはり本日の議論を踏まえましても、ここは相当意見が割れておりまして、なかなか原案の書きぶりを変えることが難しいということでございます。当委員会の任務は、消費者団体訴訟制度の骨格について、あるいは、制度設計について議論することでありまして、消費者政策として、こうした消費者被害に係る損害賠償の集団的解決あるいは利益の引き出しのために何らかの制度が必要かどうか、現行法で十分かどうか、その政策イシューをここに書き込むことではないわけです。その問題を消費者団体訴

訟制度によって達成することが必要であるということについてのコンセンサスが得られていない、そしてまた、そのことについての論拠も必ずしも示されていない現状においては、やはりこの書きぶりにとどめざるを得ない。そして、注4につきましても、そのような考え方は我が国において一般的ではないということはそのとおりでありまして、どなたも否定できないことですので、今後も慎重な検討をしていくことが必要であるということで、こういうニュートラルな書きぶりにはしているということでもあります。したがって、ここは原案を維持させていただければと思います。

続きまして、6ページにつきましては、消費者契約法を基本とすることにつきましては、当委員会の過去の審議において御決定をいただいているところでありまして、それをそのまま記述しているということでもあります。したがって、ここをさらに修文することは現時点においては難しいと考えております。この点につきまして、他の個別法との関係の御指摘がございましたが、それにつきまして、後ほど事務局から補足をお願いしたいと思います。

次に7ページでございますが、不当な勧誘行為が反復継続して行われているということのみならず、その反復継続のおそれがある場合も含めるという御指摘がございましたが、これは当然「など」の中に入っているということで御理解をいただければと思います。それも含めて、場合により、今後、検討をいただくということでもあります。

8ページにつきまして、「活動実績」に関して、新たな団体を結成する場合、既存団体の活動実績をどのように考慮するかということ、これは具体的には年明け以降の議論をお願いしたいということで、ここには記述していません。全体として、骨格につきましては、親委員会に報告するというので、コンセンサスの得られたところをまとめるという考え方で記述しています。個々の検討課題をそれぞれに書き込みますと全体を修文しなければいけないということになります。個々の検討課題は委員の皆様御承知のところですし、これまでの資料や議事録で確認できる場所ですので、ここには個別には書き込んでいないということで御理解をいただきたいと思います。

それから、9ページの「事業者等からの独立性」の問題につきましても御意見を頂戴いたしました。特に、独立性を要件とすることが必要であるということについて、言い切るのはいかなものかという御意見、これに対して、それはやはり必要であるという御意見、両論を頂戴したところでもあります。しかし、その点についての懸念の御発言もあったということ踏まえまして、網かけになっている部分の2行目でございますが、「事業

者性の範囲」の次に、「等独立性の内容」という文言を入れまして、「事業者性の範囲等独立性の内容について、今後、さらに議論を深める必要がある。」という修文ではいかがかということをお提案させていただきます。

次に、「法人格」について再度御意見を頂戴いたしました。これにつきましては、当委員会の過去の審議において、一応、法人格は必要であるという御意見が多数であり、しかも、かなり説得力があるアークメントが示されたことを踏まえてこのような書きぶりになっております。したがって、新たなカウンターアークメントが示されない限り、ここを変えることはなかなか難しいということです。それから、消費者団体訴訟制度は新たな制度であり、消費者団体にとっても新たな課題が付け加わるものですので、それを踏まえて、またどのように消費者団体側が対応するかということは、それは将来的に考えていくべき問題であろうと考えております。そして、今までは団体訴権を行使していなかったわけですから、現在のままで対応できない部分が出てくることは、ある程度避けられないところであろうと。そしてまた、消費者団体が多様な活動を行っており、しかも、我が国の社会において重要な役割を果たしていることは、むしろこの団体訴権制度が導入された後も全く変わらないわけでありまして、団体訴権制度を行使しない団体は消費者団体ではないとか、そういうようなことは一切ないわけで、むしろ団体訴権を行使する団体は極めて例外的な団体であろう。むしろ、普通の消費者団体は団体訴権制度を行使しない、圧倒的に多くの消費者団体はそうであるわけでありまして、団体訴権制度が今のままで行使できないからといって、現在行われている団体の活動であるとか、現在の団体活動の意義に一切影響を与えないものでありますので、この問題につきましても、原案維持ということで御理解を賜れればと考えております。

次に、10ページにつきまして、今後議論すべき課題について個別に書き込むべきであるという御指摘がございましたが、これは先ほどと同じでございます、今後の制度設計に係る論点を個別に書くことは全体として行っておりませんので、そういうことは当然踏まえられている、それを今後議論するというので、骨格の取りまとめとしては原案を維持したいということで御理解をいただければと思います。

11ページの「暴力団等の排除」の書きぶりですが、骨格案のたたき台を作成した事務局から、後ほど、その含意につきまして御説明をいただければと思っております。

次に12ページに参りまして、行政の適格要件の判断につきまして色々御意見を頂戴いたしました。それを踏まえまして、12ページの第1行目、「行政があらかじめ適格要件への

適合性を」の次に、「公正かつ透明な手続の下に」という文言を追加いたしましたして、そして「判断すべきである。」と修文したいと考えます。

次に、13ページから、民事訴訟法との関係で幾つか御意見を頂戴いたしました。「民事訴訟法の原則に整合的である」という文言ではなく、それが「適切である」とした方がよるしいのではないかとありますが、ここはまだ議論が残っておりまして、既判力の範囲を当事者限りとすることが適切であるという結論はまだ出ておりませんので、ここはとりあえず、民事訴訟法の基本原則から言うとそういうことになる。しかし、さらにまだ色々議論があり、今後検討するという趣旨で記述しております。三木委員の御懸念を少し入れるとすれば、「民事訴訟法の基本原則」ということでいかがかと考えます。全体に「基本」を入れるということで、余り変わらないとは思いますが、そういうことで御勘弁いただければということでもあります。

なお、援用制度につきましても、これが民事訴訟法の一般原則に対してどのような意味で例外かということでもあります。これも細かく言うと限りがないのですが、これは原則の例外であることは明らかでありまして、団体訴権で事業者が負ければ、消費者から個別訴訟で無効だと言われる。しかし、勝って、有効だとされれば、個別訴訟で消費者に対して有効と言えるかと言えば、これは全然そういうことはないわけです。援用制度は、片面的に、ある種の判決効を個別消費者に拡張する側面があることは、どのような制度設計をしても明らかですので、少なくともその点を考えても例外であることは明らかだと思われまますし、また、そのほかの細かい点で例外がたくさん出てくるわけでもあります。したがって、それを個別に書くことは適切ではありませんので、ここは例外という書きぶりを維持させていただければと思います。

さらに、「判決の周知・公表」につきましても、さらに具体的に書き込むべきだという御意見をいただきましたが、これも先ほどと同じ考え方で、個々の検討事項をここで列挙するということはいたしておりませんので、それは、これまでの審議経過から明らかであるということで、記述しないということ御理解をいただければと思います。

続きまして、「事業者との事前交渉」につきましても、それを促すための方策を考えるべきであるという御意見を頂戴いたしました。これは当然そういうことは考えておりますが、委員の意見自体も修文を求めるものではないということもございましたので、原案維持ということ御理解をいただければと思います。

「管轄裁判所の決定」についての御意見につきましても、そこでの 이슈として何が

残っているかということは、当然、御指摘のようなことを考えておりますが、個別の検討項目を書かないという全体の記述との整合性から、ここは原案を維持させていただければということであります。

続きまして、17ページの「環境整備の方向性」につきまして、色々頂戴した御意見を踏まえまして、次のような修文をさせていただきたいと思えます。(2)「環境整備の方向性」の第2パラグラフ、2行目の「団体の状況も踏まえつつ、」の次に、「情報、人材、資金等の面で」という文言を挿入いたしまして、そして、「どのような方策を講ずることが可能であり適切であるかについて検討する必要がある。」と改めたらどうかと考えております。

そして、次の「例えば、」のつなぎの文句は、「また、」と改めたいと思えます。

18ページの冒頭の「また、」は「さらに、」に改めたいと思えます。

最後に、19ページの記述につきましても御意見を頂戴いたしましたが、これは当然、当委員会のこれまでの検討結果を取りまとめたということでありまして、消費者団体訴訟制度の全体について、今後の日本のすべての分野にわたる議論の趨勢をここで決めることはだれも考えておりませんので、このことにつきましては全体の記述から明らかではないかと考えまして、そのような御了解が得られれば原案を維持したいということであります。

では、若干、追加で御説明いただきたい点がありますので、事務局から御発言をお願いします。

服部消費者企画課長 まず6ページでございますが、「差止めの対象とすべき事業者の行為」、(1)の「基本的考え方」でございます。従来から、特商法、景表法、こういった法律についての重要性は御指摘いただいております、公正取引委員会及び経済産業省と十分に連携を図ってまいりたいと考えております。

それから、11ページでございます。「暴力団等の排除」の「等」でございますが、犯罪行為を行ったことがある者を役員とする、こういったような団体を想定しております。なお、宗教団体、政治団体に関連したことでございますが、こうした団体につきましては、反社会的存在の排除の問題とは性格が異なるのではないかと考えております。むしろ、適格消費者団体としてふさわしい団体はどのようなものか、特に団体の目的や活動実績に関する要件を詰めた結果として、宗教団体や政治団体は除かれることになるのではないかと考えております。

山本委員長 それでは、以上のような修文案につきまして御了承いただけるかどうか、

なお御意見がありましたら御発言をお願いしたいと思います。

特にございませんか。ないということはイエスと理解させていただけると大変ありがたいと思います。

さらにこちらの方で詰めまして、細かな部分にかかわる修文もなおあるかと思いますが、その部分につきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

山本委員長 どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただくこととし、委員の皆様には、最終版がまとまり次第お送りするとともに、12月22日に開催されます消費者政策部会において、私から制度の骨格に関する報告をさせていただきます。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

服部消費者企画課長 当初、12月17日に第10回検討委員会として皆様にお時間をいただいておりますが、これはとりやめとし、次回の検討委員会は、年を改めて開催させていただきたいと考えております。詳細につきましては、日程等の調整がつき次第御連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

長野委員 年明け以降のことですけれども、詳細については来年以降ということですが、例えば日程開催のスケジュールとか、そういったことは全く決まっていないのでしょうか。論点のとりまとめとかについて、この点、この点というようなスケジュール立てをなされるかどうかも含めて、その点について御検討している項目があればお知らせいただきたいと思うのですけれども。

服部消費者企画課長 前回も、今回のとりまとめを踏まえて検討させていただき、委員長とも御相談の上ということでお話させていただいておりますが、皆様非常にタイトなスケジュールだとお伺いしておりますので、できる限り早めに御連絡させていただくように努力させていただきたいと思っております。

山本委員長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上